

別紙

諮問第1732号

答 申

1 審査会の結論

本件請求文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇法人〇〇園から東京都福祉保健局障害者施策推進部に提出された〇年〇月〇日付の施設（事業所）事故等報告書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和5年8月14日付けで行った存否応答拒否を理由とする本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求については、開示請求者が請求の対象としている文書が存在しているかを答えるだけで、条例7条3号及び6号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年10月26日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年12月20日に実施機関から理由説明書を、令和6年2月14日に審査請求人から意見書を收受し、同年5月29日（第248回第二部会）から同年10月25日（第252回第二部会）まで5回の審議を行い、うち、同年6月28日（第249回第二部会）に実施機関から、同年9月20日（第251回第二部会）に審査請求人から、口頭による意見を聴取した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及び口頭による主張並びに実施機関の弁明書、理由説明書及び口頭による説明における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 施設（事業所）利用者事故等報告書について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）34 条 1 項に規定する指定障害者支援施設等について、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）54 条 1 項は、当該施設等で事故が発生した場合は、都道府県等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない旨定めている。

また実施機関においては、毎年度、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について(通知)」を各施設・事業所管理者宛てに発出し、事故等発生時に「施設（事業所）利用者事故等報告書」による報告を行うよう求めており、事故の状況により施設等から詳細な情報を確認し、必要な助言・指導等を行うなど、再発防止に向けた取組を行っている。

イ 本件不開示決定について

本件開示請求は、前記アで実施機関が事故等の報告を求める対象である特定施設（以下「本件施設」という。）を所管する法人から実施機関に提出された特定日付の施設（事業所）利用者事故等報告書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めるものである。審査請求人は、実施機関が本件請求文書について存否応答拒否を理由とする本件不開示決定を行ったことに対し、審査請求人は本件施設の関係者であるため、公文書を閲覧できないことは情報公開制度の観点からも間違っている旨主張している。

これに対し実施機関は、都の情報公開の運用において、開示請求者が関係者であっても第三者であっても同様の取扱いであるとした上で、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例 7 条 3 号及び 6 号に規定する不開示情報を開示することとなるので、条例 10 条に基づき、その存否を明らかにせずに本件開示請求を拒否する決定

を行った旨説明する。

「東京都情報公開条例の施行について（通達）」（平成11年12月20日11政都情第366号。以下「通達」という。）第7条第2号関係第2の3では、個人情報に対する本人からの開示請求の取扱いについて、「本号は、個人に関する一切の情報は不開示を原則とする趣旨である。したがって、開示請求者が、自己に関する情報について開示請求をした場合であっても、第三者からの開示請求の場合と同様に取り扱う。」と定めているほか、通達第7条第3号関係第2で法人等の事業活動情報に対する当該法人等からの開示請求の取扱いについても同様の運用を定めていることから、審査会は、本件開示請求について、開示請求者が誰であるかにかかわらず、第三者が開示請求を行った場合と同様に検討を行う。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

本件不開示決定に関し、審査請求人は審査請求書及び口頭による意見陳述等において、本件請求文書に記載された事故等報告の内容は、人の生命又は健康を保護するため公にすることが必要であると認められる情報であることから、条例7条3号ただし書イに該当する旨主張する。これに対し、実施機関は、本件請求文書は審査請求人が本件施設を所管する法人から実施機関に提出されたと主張するものであるが、報告した法人が特定できる形での事故報告書は本来、公にされる情報ではなく、本件請求文書の存否を明らかにするだけで、当該法人の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められることから、条例7条3号本文に該当する旨説明する。

審査会が検討するに、本件開示請求は、特定の日付を指定し、特定の施設における事故等報告書の開示を求めるものであるところ、本件請求文書の存否を答えることで、特定の法人が事故等報告書を提出したのか否かが明らかとなり、これにより当該法人の社会的な評価の低下を招き、事業運営上の地位が損なわれると認められることから、本件請求文書の存否に係る情報は、条例7条3号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、仮に事故が存在し、かつ、事故の内容が人の生命又は健康に危害を生じさせるおそれがあるにもかかわらず、都民の生命等の保護のために、何らの措置も講じられていないような場合であれば格別、実施機関が発出している通知文では、事故後の対応として「再発防止に向けての今

後の対応」を記載することを求めており、記載内容に基づき、実施機関はより詳細な対応内容の確認や助言・指導等を行い、再発防止に向けた取組を行うこととしていると認められる。したがって、特定の法人における事故の有無は、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報とまでは言えないことから、同号ただし書イには該当せず、また、その内容及び性質から、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

以上のことから、本件請求文書の存否を答えるだけで、条例7条3号に規定する不開示情報を開示することとなるので、同条6号該当性を判断するまでもなく、条例10条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人はその他種々主張しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子